

沖縄商工会議所ホームページ有料バナー広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、沖縄商工会議所（以下「本所」）がインターネット上に公開しているホームページに掲載する有料バナー広告（以下「広告」）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 この要領で定める広告掲載の対象は本所ホームページとする。

(広告掲載資格及び基準)

第3条 掲載できる広告は、企業、国、政府関係機関及び地方公共団体並びにこれに類するもので、次のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するおそれのあるもの
- (2) 公共性、中立性を損なうおそれのあるもの
- (3) 政治性、宗教性のあるもの
- (4) 個人、団体等の意見広告を内容とするもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 反社会的勢力に該当するもの
- (7) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）」に掲げる営業に該当するもの
- (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (9) 第三者の肖像権、商標権、著作権、財産権、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
- (10) 広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）以外の企業広告や事業者名、商品やサービスが掲載されているもの
- (11) 本所が推奨しているかのような誤解を与えるおそれのある表現のもの
- (12) その他、広告として適当でないと本所が認めるもの

(広告の掲載位置等)

第4条 広告の掲載場所は、本所ホームページの全ページの下部とし、当該ページ内での掲載位置は、本所が指定するものとする。

2 本所は、第1項の掲載場所に不足が生じた場合や、広告主から希望がある場合など、広告掲載場所を追加して設ける場合があると判断した場合、あらたに広告掲載場所を設置することができる。

(広告の規格)

第5条 本所ホームページに掲載する広告の規格は次のとおりとする。

- (1) 上下 80 ピクセル
- (2) 左右 230 ピクセル
- (3) ファイル形式 JPG もしくは GIF 形式

(4) デザイン・色彩

商工会議所のホームページのイメージを損なわないものとし、文字やイラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載は、次のとおりとする。

	金額
会 員	5,000 円 (税込/1 カ月)
非会員	10,000 円 (税込/1 カ月)

(広告掲載期間)

第7条 広告の掲載期間は、原則として1ヶ月単位とし、最長12ヶ月までとする。なお、3月末日をもって掲載期間を区切り、それ以降については、4月1日から再度契約を交わすものとする。

(広告掲載料の納付)

第8条 広告主は本所が発行する請求書により掲載希望月の前月20日(20日が休日の場合は直前の営業日)までに、広告掲載料を一括で振り込まなければならない。なお、振込手数料は、広告主が負担する。

(広告掲載の申し込み)

第9条 本所ホームページに広告を掲載しようとする者(以下「申込者」という。)は、広告掲載申込書(以下「申込書」という。)を本所に提出しなければならない。提出締切日は、掲載希望月の前月5日(5日が休日の場合は直前の営業日)とする。

2 本所は、前項の申込書の提出を受けたときは、第3条の規程に基づき、広告掲載の適否を決定し、申込者に通知するものとする。

(広告原稿の作成等)

第10条 広告主は、掲載希望月の前月20日(20日が休日の場合は直前の営業日)までに、広告原稿を提出しなければならない。

2 広告のデザインについては、本所ホームページの信用性等を損なうようなものである場合、本所は広告主に取り消し及び変更を求めることができる。

3 広告原稿の作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取消)

第11条 本所は、次の規程に該当する場合、広告主への催告やその他何らかの手続きを要すること無く広告掲載を取り消すことができる。

(1) 広告主ホームページが、閉鎖されたとき。

(2) 広告主の倒産等により広告を掲載する必要が無くなったとき。

- (3) 広告主ホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、第3条の規程に反する状態に至っていると判断したとき。
- (4) その他、広告主の反社会的行為あるいは非社会的行為等広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不適當であると判断したとき。
- (5) 広告掲載を取り消した場合、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(損害賠償責任)

第12条 申込者は、本規約に違反しまたは広告を掲載することに関して、本所に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

2 申込者は、本規約に違反しまたは広告を掲載することに関して、第三者との間でトラブルが発生した場合には、申込者自身で解決するものとし、本所に損害を与えることのないものとする。

3 本所は、本所ホームページの変更、中止、中断及び本所ホームページに広告を掲載することに関して、申込者が損害を被った場合においても、いかなる責任も負わないものとする。

(その他)

第13条 この規程に定めのないものについては、本所と広告主が協議の上、決定するものとする